

2020年11月4日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長・設備部長
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)
安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長

【紙回覧】一酸化炭素中毒防止の徹底について(要請)

事務連絡(安-2020-30)で発行した事象について、安全環境本部安全部長から要請がありましたので、表題の事務連絡を発行します。

この災害は、関西支店において自然換気が不十分な室内で、エンジン発電機を使用したことにより、作業員がCO中毒疑いになり、所轄労働基準監督署にて調査中でありました。

先日、所轄労働基準監督署より当該災害に関して、元請(当社)及び協力業者(2次)宛に是正勧告書及び指導票が発行されました。

つきましては、本件に関する指導事項を遵守するとともに、安全環境本部安全部長の要請を作業所関係者に徹底するようにしてください。

■指導事項 (令和2年10月20日受領 指導票より)

1. 内燃機関を屋内で使用しないこと。

エンジン発電機等の内燃機関は原則屋外で使用する。騒音対策等でやむを得ず室内で使用する際は、適切な局所的換気設備を設置し、排気ガスのマフラーと換気設備のダクト等を直結して排気ガスが室内に充満することのないように措置すること。その際、高温の排気ガスによるダクト等の発火や変形を生じさせないように措置すること。

2. 同発電機を使用する場所について、元請職員と下請職長との間で安全に配慮しながら協議すること。

内燃機関を使用する作業が必要になった場合、当該内燃機関の設置場所について、CO中毒防止を念頭に、関係者が十分協議すること。

3. 臨時(非定常)の作業を含め、危険予知活動及びリスクアセスメントを適切に実施すること。

危険予知活動及びリスクアセスメントを形式的に実施するのではなく、緊急の対応が必要な臨時の作業等を行う場合は、危険予知活動及びリスクアセスメントを必ず実施して作業に介入するリスクを洗い出し、当該リスクの低減対策を実施してから作業を開始すること。

4. 体調不良が確認された際は、速やかに医療機関を受診させること。

CO中毒、熱中症に限らず作業員が体調不良を訴えた際は速やかに医療機関を受診させ、早期の診断を得るとともに、症状の重篤化を防止すること。

以上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-39
令和2年10月29日

安全環境本部
安全部長

一酸化炭素中毒防止の徹底について(要請)

先日、当社改修工事作業所において、解体材を搬出していた土工が一酸化炭素中毒と疑われる症状を呈するという事案が発生しました。

土工5名が、内装解体材の搬出作業をする際、集じん器を使用するため、その電源として小型発電機を室内に持ち込み稼働させたところ、グループの中の2名が体調不良を訴えたという事案です。当該2名は、職長の指示で休憩をとったことにより体調が回復したため、その経緯を作業終了後に作業所元方安全衛生管理者に報告しましたが、新たな対応は不要という判断になりました。

その後、被災者が医療関係者に相談したところ、休業を要する検査入院が必要となりました。また、当該被災者が労基署に相談したことがきっかけとなり、所轄労基署から説明を求められ、安衛法第29条第1項違反と判断され、是正勧告書と指導票が交付されました。(関係法令については、別紙参照)

つきましては、外見では被災状況が分かりにくい一酸化炭素中毒等の災害防止のため、下記事項を作業所関係者に徹底するよう要請します。

記

1. 安衛法第29条第1項に定められるとおり、関係請負人(取引業者)及び関係請負人の労働者が安衛法を順守するよう指導を行うこと
2. 内燃機関は、原則屋内で使用しないこととし、やむを得ず屋内で使用する際は、適切な換気を行うこと
3. エンジン発電機を使用する場所について、一酸化炭素中毒防止を念頭に、取引業者等関係者と十分に協議すること
4. 作業に起因すると思われる体調不良が確認された場合、速やかに医療機関を受診させ早期の診断を得るとともに、症状の重篤化を防止すること

以 上

【労働安全衛生法】

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九條 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

【労働安全衛生規則】

第三編 衛生基準

第一章 有害な作業環境

(内燃機関の使用禁止)

第五百七十八條 事業者は、坑、井筒、潜函(かん)、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。